

サービス貿易に関する新たな協定（TiSA）に関する非公式閣僚会合 （結果概要）

平成 28 年 6 月 1 日
外務省サービス貿易室

6月1日、パリにおいて、サービス貿易に関する新たな協定（TiSA：Trade in Services Agreement）交渉参加国・地域による非公式閣僚会合が開催されたところ、概要以下のとおり。（我が国から、伊原純一在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使が出席。）

1. TiSA 交渉に参加する 23 か国・地域のうち、17 か国・地域から閣僚級の代表が参加した他、大使、高級実務者が出席した。
2. 交渉参加各国・地域のオファー（自由化に関する約束・留保表）に対する評価と、交渉妥結に向けた今後の取り進め方について意見交換がなされ、オファーの自由化水準をさらに高めることを目指すと共に、本年中の妥結という目標に向けて交渉を加速することで一致した。

（参考 1）TiSA の概要

- （1）ウルグアイ・ラウンド交渉（1986～94 年）の結果、1995 年、世界貿易機関（WTO）の発足に伴い「サービス貿易に関する一般協定（略称 GATS）」が発効した。これがサービス貿易に関する初めての多数国間協定である。
- （2）2013 年、GATS 発効後 18 年以上が経過し、GATS 以上の自由化を実現するための多数国間協定が必要との認識に基づき、WTO ドーハ・ラウンド交渉（2001 年開始）とは別の取組として、有志国・地域がサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）の交渉を開始した。2016 年 1 月には非公式閣僚会合が開催された。

（参考 2）TiSA 交渉参加国・地域

日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モーリシャス（合計 23 か国・地域（EU 各国を含めると 50 か国））

（了）